

産業廃棄物処分業許可申請書

（ 新規 ・ 更新 ・ 更新時変更 ）

8 年 8 月 17 日

北海道知事 鈴木 直道 様

申請者
郵便番号 067 - 0052
住 所 江別市角山69番地4
氏 名 角山開発株式会社
代表取締役 湯藤 学
電話番号 （ 011 ） 385 - 2669
E-mail

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第 6 項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けた
いので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲
（処分の方法ごとに区分して取
り扱う産業廃棄物の種類（当該
産業廃棄物に石綿含有産業廃棄
物、水銀使用製品産業廃棄物又
は水銀含有ばいじん等が含まれ
る場合は、その旨を含む。）を
記載すること。）

- ◆処分方法：埋立
種 類：燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃油（タール
ピッチ類に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く
ず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリ
ートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物
を処分するために処理したもの。
・石綿含有産業廃棄物： 含む ・ ~~含まない~~
・水銀使用製品産業廃棄物： 含む ・ ~~含まない~~
↳ 水銀回収義務： ~~あるものを含む~~ ・ ないものに限る
・水銀含有ばいじん等： 含む ・ ~~含まない~~
↓ ↳ 水銀回収義務： ~~あるものを含む~~ ・ ないものに限る
種類（ 燃え殻、汚泥、鉱さい及びばいじん ）
- ◆処分方法：焼却
種 類：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木
くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、動物
のふん尿、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したも
の。
・石綿含有産業廃棄物： ~~含む~~ ・ 含まない
・水銀使用製品産業廃棄物： 含む ・ ~~含まない~~
↳ 水銀回収義務： ~~あるものを含む~~ ・ ないものに限る
・水銀含有ばいじん等： 含む ・ ~~含まない~~
↓ ↳ 水銀回収義務： ~~あるものを含む~~ ・ ないものに限る
種類（ 廃酸及び廃アルカリ ）
- ◆処分方法：破碎
種 類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属
くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、
がれき類。
・石綿含有産業廃棄物： ~~含む~~ ・ 含まない
・水銀使用製品産業廃棄物： 含む ・ ~~含まない~~
↳ 水銀回収義務： ~~あるものを含む~~ ・ ないものに限る
・水銀含有ばいじん等： ~~含む~~ ・ 含まない
↓ ↳ 水銀回収義務： ~~あるものを含む~~ ・ ないものに限る
種類（ ）
- ◆処分方法：圧縮
種 類：廃プラスチック類、紙くず
- ◆処分方法：選別
種 類：廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、
木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリ
ートくず及び陶磁器くず、がれき類。
- ◆処分方法：固形燃料（RPF）の製造（破碎・圧縮・成形）
種 類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
- ◆処分方法：フレームの分離、ガラスの破碎・剥離
種 類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及
び陶磁器くず。（太陽電池モジュールに限る。）

